

指定短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護運営規程
(光輝病院介護医療院)

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 医療法人光輝会光輝病院介護医療院（以下「当施設」という）が行う指定短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護」という）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、一定の期間、指定短期入所療養介護を提供し、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行うものとする。

2 指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

3 指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第3条 従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 施設長…………… 1名
施設の最高責任者として従業者及び業務全般を統括する。
- 2 医師…………… 5名以上
利用者の健康管理及び適切なる医療処置を講じる。
- 3 薬剤師…………… 2名以上
利用者の服薬管理にあたる。
- 4 看護職員…………… 83名以上
利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 5 介護職員…………… 125名以上
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 6 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士…………… 1名以上
理学療法・作業療法・言語療法業務にあたる。
- 7 管理栄養士…………… 1名以上
利用者の健康維持のための栄養管理にあたる。

- 8 介護支援専門員…… 5名以上
施設サービス計画の作成に係る業務にあたる。
- 9 放射線技師…… 2名以上
- 10 事務職員…… 6名以上
利用者などに対する事務処理を行う。

第3章 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
(対象者)

第4条 指定短期入所療養介護の提供は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病・冠婚葬祭・出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るため、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護医療院の療養室で行うものとする。

(内容・手続の説明及び同意)

第5条 指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、予め利用申込者又は家族に対し、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

(受給資格の確認)

第6条 指定短期入所療養介護の提供を求められた場合は、その旨を提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第7条 指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 要介護認定等の更新の申請が必要と認められるときは、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第8条 指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(短期入所療養介護計画の作成)

- 第9条 相当期間（4日）以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況・病状・希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護計画の作成に当たっては、それぞれの利用者に応じた短期入所療養介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(診療の方針)

- 第10条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- 一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- 三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者及びその家族に対し、適切な指導を行う。
- 四 検査・投薬・注射・処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。
- 五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行っ
てはならない。
- 六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはな
らない。
- 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認め
たときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(機能訓練)

- 第11条 指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の諸機能の維持回復を
図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法・その他必要なりハビリテー
ションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第12条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実
に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなけ
ればならない。
- 2 利用者の入浴又は清拭は、1週間に2回以上行わなければならない。

- 3 利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 おむつを使用しなければならない利用者に対しては、おむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 前各項のほか、利用者に対し、離床・着替え・整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 利用者に対して、利用者の負担により、当施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

- 第13条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。
- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(その他サービスの提供)

- 第14条 利用者のためのレクリエーション行事を適宜行うように努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

- 第15条 利用者の指定短期入所療養介護の提供申込みに対し自ら適切な提供が困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

- 第16条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所療養介護を提供しなければならない。

(サービス提供の記録)

- 第17条 指定短期入所療養介護を提供した場合は、当該サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第18条 法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当施設に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものと

する。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 次に掲げる費用の支払いを利用者から受ける。

① 短期入所施設サービス費

	1割負担		2割負担		3割負担	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要支援1	574円/日	637円/日	1,148円/日	1,148円/日	1,722円/日	1,911円/日
要支援2	703円/日	787円/日	1,406円/日	1,406円/日	2,109円/日	2,361円/日
要介護1	731円/日	846円/日	1,462円/日	1,692円/日	2,193円/日	2,538円/日
要介護2	829円/日	945円/日	1,658円/日	1,890円/日	2,487円/日	2,835円/日
要介護3	1,044円/日	1,157円/日	2,088円/日	2,314円/日	3,132円/日	3,471円/日
要介護4	1,135円/日	1,249円/日	2,270円/日	2,498円/日	3,405円/日	3,747円/日
要介護5	1,217円/日	1,331円/日	2,434円/日	2,662円/日	3,651円/日	3,993円/日

当院では、夜間勤務看護7円/日（2割負担は14円/日、3割負担は21円/日）、療養食8円/食（2割負担は16円/食、3割負担は24円/食）が加算となります。その他利用案内に別記

尚、送迎希望の方は、送迎加算（片道につき 184円）を頂きます。

送迎地域（柳井市・田布施町・平生町・上関町）

② 特定診療費

リハビリ・指導料 等 診療費の1割又は2割・3割/月

③ その他、療養費 等 診療費の1割又は2割・3割/月

④ 食事代

○ 朝食481円/食、昼食482円/食、夕食482円/食

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している食費の負担限度額とする。）

⑤ 居住費

○ （従来型個室）1,668円/日 （多床室）377円/日

⑥洗濯料金

タオル44円、バスタオル88円、下着121円、 靴下44円、トレーナー242円、エプロン44 円、予防衣242円、靴242円/足
--

月額料金 9,350円

○前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

- 4 前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の発行)

第19条 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(健康手帳への記載)

第20条 提供した指定短期入所療養介護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

第4章 通常の送迎の実施地域

(通常の送迎の実施地域)

第21条 通常の送迎の実施地域は次の通りとする。
平生町・柳井市・田布施町・上関町

第5章 施設利用に当たっての留意事項

(施設利用に当たっての留意事項)

第22条 施設の利用に当たっては次の事項に留意しなければならない。

- ① 面会
- ② 外出・外泊
- ③ 喫煙・飲酒
- ④ 設備・備品の使用
- ⑤ 所持金・備品等の持ち込み
- ⑥ 迷惑行為
- ⑦ 宗教活動・政治活動

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第23条 当施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、取るべき措置についてあらかじめ対策を立て、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 非常災害対策は、消防法の定めに基づき作成した施設の「防災対策マニュアル」による。

第7章 その他運営に関する重要事項

(管理者の責務)

第24条 管理者は、従業者の管理及び指定短期入所療養介護の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に規程を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保)

第25条 指定短期入所療養介護の提供にあたっては、利用者にたいし適切なサービスの提供ができるよう、従業者の勤務体制を定めておかななければならない。

- 2 指定短期入所療養介護の提供は、当施設の従業者によって行わなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定短期入所療養介護の資質向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理)

第26条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品又は医療用具の管理を適正に行わなければならない。

- 2 当施設において感染症の発生、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(市町への通知)

第27条 指定短期入所療養介護の提供を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(掲示)

第28条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護員等の勤務の体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第29条 当施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者やその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 当施設の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者やその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、予め文書により得ておかななければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第30条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第31条 提供した指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じなければならない。

2 提供した指定短期入所療養介護に関し、市町が行う調査や照会等に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 提供した指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、同会からの指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

第32条 指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町・当該利用者の家族・当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第33条 従業者・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。